

ちやーすが!?!地域農業!?!

【第3回】「地域計画」検討会・座談会の開催について

<5年後・10年後の農地の引き受け手について考えてみませんか!?!>

「地域計画」とは、長年守り続けてきた大切な農地を次の世代に引き継いでいくために、誰が将来農地の受け手となるか、地域農業の今後の在り方・方向性などを取りまとめる計画です。

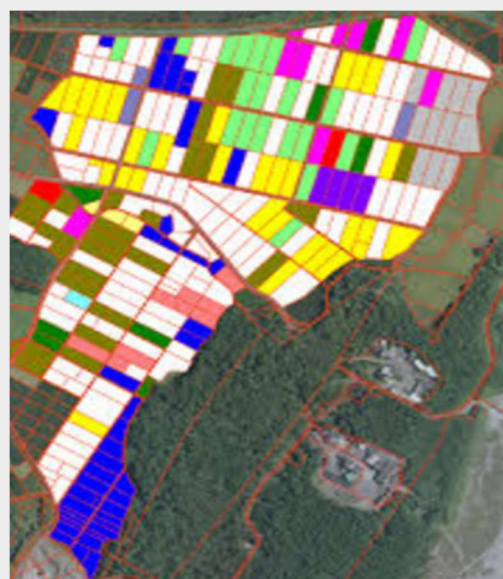
○地域計画は、地域農業の将来について農業者を始め、新規就農者、農地所有者など関係する皆さんで話し合い、意見をまとめ作成していきます。

【内 容】

- ・第1回、第2回説明会・座談会内容・意見の振返り
- ・地域計画（案）の説明・確認
- ・目標地図（案）の説明・確認
- ・地域計画に位置づけする農地・農業者等の確認

【参集者】

- ・農業者（どなたでもご参加いただけます）
- ・新規就農希望者
- ・農地所有者、農地の受け手農家
- ・生産組合、土地改良組合等の役員
- ・JA、農業振興公社、関係機関 等



【日 程】

関係する地域へどなたでも参加できます。

開催日時	地域計画対象地区	会場
<u>11月19日(火)</u> 18:30~20:30	高 江 ・ 宮 城 ・ 川 田	東村役場 大会議室
<u>11月21日(木)</u> 18:30~20:30	平 良 ・ 慶佐次 ・ 有 銘	東村役場 大会議室

今年度**最後**
の座談会に
なります。



大変お忙しい時期と存じますが、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

【問合せ先】 東村役場 農林水産課 TEL0980-43-2208

これまであった「人・農地プラン」は、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月までに「地域計画」として策定することになりました。

■地域計画とは？

- ・地域で守り続けてきた農地を次の世代に引き継いでいくため、地域農業の将来の在り方、地域の課題や方針、目標などを地図に取りまとめた計画です。
- ・目標地図は農業を担うもの（認定農業者、新規就農認定者、農業法人、兼業農家、半農半X者、農作業受託組織など）に、概ね5年後・10年後の耕作予定者として農地一筆ごとに位置付けを行い地図に示すことにより作成します。
- ・地域計画を作成するため、農業者の皆様へ今後の農業に関する意向を確認します。

■地域計画の策定方法

- ・地域計画を作るためには、地域の皆さんの話し合い、意見が必要となります。
- ・地域における農業の将来の在り方について現況地図等を見ながら話し合います。
- ・将来の農地の効率的な利用について、話し合いの結果をとりまとめ目標を定めます。
- ・目標の達成のため、将来の地域農業を担う者を目標地図に位置付けします。

■農地の権利移動

- ・令和7年4月以降または地域計画の策定後の権利移動（売買・賃貸借）は、『農地バンク法』（沖縄県農業振興公社を利用するもの）と『農地法3条』のいずれかによる手続きになります。（基盤強化法による利用権設定（相対契約）は廃止になります。）
- ・農地バンクは、地域計画に農業を担う者として位置づけられた経営体に対して権利設定を行います。
- ・農業を担う者以外への農地バンク法による権利設定をする際は地域計画の変更が必要になります。（地域との話し合いにより柔軟に対応します。）

※利用権設定申出書（相対契約）による賃貸借の受け付けは、「令和7年1月末」をもって終了と致します。

※貸したい農地・借り受けしたい農地はありませんか？

所在地・番地	面積	農地の状態
(例)東村字平良 804	1,000 坪	約 5 年遊休地、貸付希望、売買希望

地域農業へのご意見ありませんか？

将来にわたって東村の農業を維持していくためには何が必要だと思いますか？